

世田谷区令和元年台風第19号に伴う浸水被害検証委員会設置要綱

令和元年12月10日

31世土計第593号

(目的及び設置)

第1条 令和元年台風第19号に伴う大雨により区内で発生した浸水被害について、その発生メカニズム、樋門・樋管の操作等を検証することにより、今後発生する大雨による浸水被害の軽減及び防止を図るため、世田谷区令和元年台風19号に伴う浸水被害検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、令和元年台風19号に伴う大雨に係る次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を報告書として作成し、これを公表する。

- (1) 浸水被害発生のメカニズム
- (2) 樋門・樋管の操作の確認（等々力排水樋門の無操作による影響の確認を含む。）
- (3) 排水施設整備の現状を踏まえた浸水被害の軽減策の検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(検討対象地区)

第3条 前条の調査及び検討を行う対象は、次に掲げる地区とする。

- (1) 上野毛・野毛地区
- (2) 玉堤地区
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める地区

(組織)

第4条 委員会は、区長が委嘱又は任命する別表に掲げる委員をもって構成する。

2 前項のほか、委員長が特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命を行った日から第2条の規定による報告書の公表を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学識経験者の中から、副委員長は委員長以外の委員の中から互選で選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員の欠席その他の理由により必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、これを公開しない。
- 6 委員会における資料及び会議録は、個人情報等の記載のある資料を除き公開する。

(守秘義務等及び成果等の共有)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（区又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。

- 2 委員会で調査及び検討を行った事項に係るデータ及び資料の取扱いについては、別途定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、土木部土木計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月10日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する報告書の公表を行った翌日をもって廃止する。

附 則（令和2年2月3日）

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

別表

学識経験者	東京都市大学工学部都市工学科教授
学識経験者	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻特任准教授
官公庁	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所総括地域防災調整官
官公庁	東京都建設局第二建設事務所工事第二課長
官公庁	東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課長
官公庁	大田区都市基盤整備部都市基盤管理課長
	世田谷区玉川総合支所長
	世田谷区危機管理室長
	世田谷区道路・交通政策部長
	世田谷区土木部長